



2番 岩崎龍子氏  
4番 齊藤且氏  
7番 儀惣淳一氏  
10番 藤浪成憲氏  
12番 熊谷進氏

3番 佐藤孝治氏  
6番 武田悌一氏  
9番 谷津邦夫氏  
11番 扇谷知巳氏

欠席議員(1名)

8番 猿田重夫氏

説明員

市長 小林和男氏  
総務部長 森原裕氏  
財務課長 磯瀬孝氏  
企画振興課長 須河恵介氏  
商工観光課長 右田敏氏  
市民生活課長・  
選管事務局長 内田克広氏  
保健福祉課長 永田徹氏  
建設管理課長 金子満氏  
水道課長 作佐部盛秀氏  
教育長 富樫繁樹氏  
学校教育課長 栗山俊彰氏  
博物館長 長谷川浩二氏  
消防長 富田照男氏  
消防課長 石岡竹志氏  
監査委員 宇野政美氏

副市長 西城賢策氏  
総務課長 星野直義氏  
企画経済部長 松本哲宜氏  
農林課長 松浦基晴氏  
環境福祉部長 澤上弘一氏  
福祉事務局長 阿部弘之氏  
建設部長 中沢敏男氏  
建設課長 米田廣文氏  
教育委員長 大野政行氏  
教育次長 黒田憲治氏  
社会教育課長 田中哲也氏  
病院事務局長 吉田正幸氏  
消防署長兼  
総務予防課長 辻道元信氏  
生活安全センター長 西原淳志氏  
監査委員事務局長 中村正法氏

出席事務局職員

議会事務局長 北山一幸氏

総務係長 豊口哲也氏

開会 午前10時26分

### 開 会 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、平成20年第1回定例会を開会します。

### 開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、3番佐藤議員及び10番藤浪議員を指名します。

### 日程第2 会 期 の 決 定

議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

会期は、20日間と決定しました。

### 日程第3 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) それでは、行政報告を申し上げます。

報告第1号、地方交付税に関する要望ということで、2月13日に行ってまいりました。今回の要望につきましては、御承知のように、平成20年度の普通交付税に新しく創設されました地方再生対策費、この部分でございますが、御承知のように、総務省が当初提示した推定額、大体人口1万1,000規模といたしますと、当市とほぼ同じでありますけれども、これについては大体8,000万円くらいというふうにお話がありました。私どもとしてはその数字をもとにしていろいろと新年度予算を行ってきたところでございますが、実際にふたをあけてみますと5,200万円ということで、当初この総務省の出した地方再生対策費というのは、財政的に非常に厳しい市町村あるいは都道府県に対する支援ということでありますから、私どもとして大いに期待しておったわけではありますが、ふたをあけてみれば約半分に近いというような状況で、この辺はさらに精密にこの内容を検討いたしましたところ、総務省が提示した細かい内容の中では、特に第1次産業をその対象にしたと。御承知のように、旧産炭地はいわゆる山間、狭隘の地域でございます。第1次産業というのは極めてその比率が低いわけであります。したがって、第1次産業を参考にするということについて、私どもとしては大変疑義があるわけでありまして、またさらに森林面積ということを入れているわけでありまして、ただし国有林を除くということでありまして、これが除かれますと、御承知のように、三笠市の302平方キロのうち86%が森林、そのうちの約6割が森林ということでございまして、国有林を除かれるというと、北海道の産炭地はどこも国有林が圧倒的に多いわけでありまして、そういった点が極めて問題があるということで、記載のところに要望いたしました。

特に、総務省の財政局の財政課長につきましては、直接私自身お会いいたしまして、現実がこういうふうになっているのだということで、何らかの対応をお願いしてきたところでございます。地方再生対策費については、全体の枠の関係からの、今もうこういうふうに発表してしまったという経緯からすれば、やむを得ない、もう今さら変えるというわけにいかないけれども、産炭地が不利にならないように何とか研究して特交等で対処していきたいというお話をいただいたところでございます。

以上で、市長の行政報告について終わらせていただきます。

議長(高橋 守氏) これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号総務部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 監報第1号 平成19年度定期監査及び例月出納  
検査の実施結果報告について

議長(高橋 守氏) 日程の4 監報第1号平成19年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、監報第1号平成19年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

日程第5 報告第1号から報告第3号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の5 報告第1号から報告第3号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第1号、議会運営委員会所管事項調査報告について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですので、次に報告第2号、総務経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですので、次に報告第3号、民生建設常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号から報告第3号までについては、報告済みとします。

日程第6 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報  
告について

議長（高橋 守氏） 日程の6 報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、第4回定例会で報告をしました以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等内容の詳細については省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、2月12日に開催の委員会では、サンファームエリア再開発事業の進捗状況について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容といたしまして、一つにこれまでの経過について、二つに健康増進施設の承継について、三つに事業計画概要について、四つに今後のスケジュールについて調査をし、各委員からの質疑と行政からの資料説明と答弁があったところであります。

資料説明後には、健康増進施設の現地視察を行い、12日の調査を終了したところであります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

#### 日程第7 議案第17号から議案第25号までについて

（市政執行方針、教育行政執行方針）

議長（高橋 守氏） 日程の7 議案第17号から議案第25号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成20年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、平成20年度市政執行方針について市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成20年第1回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、2期目の市政も、今日まで「一人はみんなのために、みんなは一人のために」と

いう思いを大切に、皆さんとともに「新生 みかさ」を目指し、新しい発想のもとで、まちづくりを邁進してまいりました。

今、施政方針を提案するに当たり、改めて市民の皆さんの市政に対する大きな期待と私に課せられた責任の重大さを認識し、さらなる市政の発展に努力してまいる決意であります。

近年、世界において、原油価格の記録的高騰、それに伴う経済の先行き不安や人類の生存にかかわる気候変動問題、また、開発途上国での貧困との闘い、それに起因する内戦、さらには国際経済の中における食品の安全問題など、多くの課題を抱えております。

こうした中、本年7月7日から開かれる北海道洞爺湖サミットでは、主要なテーマに環境問題が議論されると言われております。

私たちのまちもこのサミット開催を契機として、日常生活を見直し、地球に優しい暮らしに積極的に取り組み、地球温暖化防止を市政の主要な柱の一つと位置づけ、二酸化炭素の吸収の源となる森林を積極的に整備し、「森の中にまちがある」そんな環境づくりを目指し、植樹などの取り組みが急務と考えております。

さて、国際化が著しい経済の中にあって、我が国の経済は民間需要中心の経済成長になると見込まれておりますが、地域間にばらつきがあり、そのことが地方財政においても財政力の格差を生み、これを解消するために安定的な財政運営を求められております。

特に、昨年度成立した地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が本年度決算から義務づけられ、そのことも財政運営上の懸念材料の一つと言わなければなりません。

このような現状を踏まえ、本市においてもなお一層の行財政改革を推進し、財政基盤の確立を目指し、特に大きな課題である市立病院会計については、健全化のため積極的な取り組みをしていかなければなりません。

また、本年度から始まる後期高齢者医療制度の動向を見きわめ、あわせて国民健康保険会計の安定的な運営を図っていかなければならないものと考えております。

私は、内外に山積するさまざまな課題に積極的に立ち向かい、その解決のため鋭意努力してまいりますとともに、市民の皆さんへ約束した公約の実現に向け、変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「自立ができ、住んでよかったと思われるまちづくり」であります。

私は、市民総意のもとでつくられた三笠市振興開発構想を計画的かつ確実に実行するため、市営住宅の建てかえやイオン三笠ショッピングセンター周辺の開発、農業政策などによって活力に満ちたまちづくりを進めることで、人口の定着に努めております。

少子・高齢化が年々進行する社会環境の中、子供たちを取り巻く環境もいじめ、自殺、そして児童虐待などが近年ますますふえております。

このような社会情勢を踏まえ、子供たちの安全対策、いじめ問題への対策、高齢者の福祉対策など、社会的弱者へ支援の充実に努めなければならないと考えております。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

今日、多くの自治体は、国の構造改革や地方分権の本格化、高度情報化社会の到来、さらには多様化する市民ニーズなど、行政課題が山積し、依然厳しい財政運営を強いられております。

特に、本市の主要財源である地方交付税は、今後も削減が予測されることから、第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画に基づき、さらなる事務事業の見直し、民間委託、指定管理者制度の活用などにより、引き続き退職者の不補充による職員数の削減などを図るとともに、なお一層の行財政改革に取り組んでまいります。

また、市税や各種使用料などについては、納入に誠意の見られない滞納者に対する法的措置を実施し、収納率の向上に取り組み、市民負担の公平化に努めてまいります。

あわせて、長期化した債権については、地方税法にのっとり一定の整理を進めてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

生涯を通じて心身とも健康で心豊かに安心して安全な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

これからの長寿社会を健康で安心して暮らしていくため、自分の健康は自分でつくることを基本に、みずからの健康・体力・介護予防活動を支援する環境づくりやお互いを思いやり、支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心してすごせるまちづくりを進めなければならないと考えております。

健康づくりについては、住みなれた地域で安心、快適な日常生活を送るため、健康に関する知識を身につけ、日々の暮らしに生かしていくことができるよう、健康教室や健康相談を実施してまいります。

また、各種健康診断を実施し、市民の健康づくりの充実に努めてまいります。

市立病院は不良債務の増加によって大変厳しい経営状況にあり、この健全化のため、本年度は一般会計との連携のもと、市立病院改革プランを策定し、経営の改革に総合的に取り組んでまいります。

また、市立病院においても、全国的な問題である医師不足の状況が続いておりますが、医師確保を最重要課題と位置づけ、各関係機関への派遣要請や民間医師派遣機関の活用などを図ってまいります。

さらに、近隣医療機関との連携を強化し、医療体制の確保、充実に努めてまいります。

なお、本年度は安全・安心な施設管理を維持するため、老朽化が著しいボイラーについて、必要最小限の整備を図ってまいります。

国民健康保険については、生活習慣病の予防と医療費の抑制を目的として、本年4月か



ら医療保険に義務づけとなった40歳以上74歳までを対象とする健康診査及び保健指導を、特定健康診査等実施計画に基づき実施するとともに、引き続き健康優良家庭表彰を実施し、家庭における医療費抑制に対する意識の高揚に努めてまいります。

また、国の医療保険制度改革によって創出された後期高齢者医療制度により、これまで老人保健制度の対象となっていた75歳以上の被保険者が、北海道後期高齢者医療広域連合に移行されることとなりましたが、今後においても制度研究に努め、健全な国民健康保険会計の運営に支障が生じないように努めてまいります。

地域福祉については、関係機関との連携により、小地域ネットワーク推進事業の拡大を図り、ひとり暮らしの高齢者などの実態を把握するための体制づくりについて研究してまいります。

また、町内会などと協働で行っているぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、現在の緊急通報装置ホットライン119を継続するとともに、ひとり暮らしの高齢者と離れて暮らす家族をつなぎ、安否の確認ができる家族見守りサービスの実施に向け取り組んでまいります。

また、来年度を初年度とする第4期高齢者保健福祉計画の策定に向け、総合的・効果的なサービス支援体制などを検討してまいります。

介護保険については、高齢者が在宅での生活を安心して継続できるよう、各種居宅サービスを推進するとともに、心身の老化を防ぎ、いつまでも自分らしく健康に暮らすことができ、要介護状態になることを予防するため、一般高齢者を対象に、本年度オープン予定の温浴施設を利用した介護予防事業を実施してまいります。

また、来年度を初年度とする第4期介護保険事業計画の策定に向け、効果的な介護サービスの提供体制などを検討してまいります。

児童福祉については、みかさ次世代育成支援行動計画に基づき、保育所における各種保育事業を適切に実施するとともに、児童館における放課後児童クラブや子育て支援事業を引き続き実施してまいります。

母子福祉については、妊婦一般健康診査の公費負担回数を現行2回から5回とし、出産を控えた家庭の経済的負担の軽減と健やかな妊娠、出産のための環境づくりに努めてまいります。

障害者福祉については、地域での自立した生活を維持できるよう、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業を引き続き実施するとともに、三笠市障害者福祉計画ぬくもりハートプランに基づき、関係機関と連携し、自立及び社会参加の支援などに向けた施策に取り組んでまいります。

また、来年度を初年度とする第2期障害者福祉計画の策定に向け、地域生活での支援体制を検討してまいります。

生活保護については、昨年度管内において生活保護費の不正受給が発覚しましたが、本市においては生活保護法に基づき適切に実施しており、今後においても適時点検に努めるとともに、地域の民生委員や関係機関と連携を図りながら、適正な実施に努めてまいります。

また、稼働年齢層の被保護者に対する就労意欲の向上と自立助長のため、ハローワークとの連携のもとに就労指導を行ってまいります。

交通安全については、4年連続で痛ましい交通死亡事故が発生していることから、関係機関・団体などと連携・協力し、積極的な啓発活動や交通弱者を対象に実践的な交通安全指導を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ってまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、老朽化した消防ポンプ自動車及び指揮広報車を更新して、消防力の充実・強化を図るとともに、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、救急車が到着するまでの間に救命効果を上げるため、AEDを本年度は教育センター及び市民会館に設置し、その操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を開催してまいります。

防災については、関係機関・団体などと連携を密にし、地域防災力の向上強化に努めるとともに、自分たちの地域は自分たちで守ることを目指した自主防災組織の結成を促進し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害時に地域の住民が安全に行動できるよう、非難情報などを記載した洪水ハザードマップを作成し、市民に周知を図ってまいります。

治水、利水を目的とした幾春別川総合開発事業について、新桂沢ダムは、昨年度取水放流設備工事が発注されるなど、事業が進められておりますが、三笠ぼんべつダムも含め、いまだ堤体着手には至っておらず、さらなる整備要望活動が必要であります。

また、本年度から幾春別川ダム建設事業所による幾春別川ダム景観検討会の議論が行われることから、その中で本市の振興開発構想に基づき、意見を反映させるよう努めてまいります。

近年、地球温暖化の影響などから、全国各地で局地的豪雨が多発しており、一刻も早い両ダムの完成とダム関連事業の推進に向け、引き続き国などに強く要請してまいります。

さらには、幾春別地区地すべり対策事業の整備促進及び抜羽の沢川低水路整備の早期完成を北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業をはじめ地場産業の支援、新産業の創出、企業誘致、商工業・観光など、これらを緊密に連携させながら、地域産業の振興やたくましい産業構造の構築を図

り、働きやすい環境づくりを目指して、活みなぎるまちづくりを推進してまいります。

農業については、基盤強化を図るため、JAいわみざわ地域農業振興センターの設立に参画し、担い手の育成や農業経営の安定に向けた支援及び組織化・法人化に取り組むとともに、農業観光や農産品の加工による高付加価値化の検討、市場性の高い作物づくりを進めるためのクリーン農業への取り組みを実施してまいります。

また、引き続き中山間地域等直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策事業のほか、本市農業の担い手確保のための新規就農者等誘致特別対策事業、さらには従来 of 活動に加え、将来にわたり安全・安心な三笠産農畜産物の消費拡大に向けたシステムを新たに研究する三笠市農産物振興事業を実施してまいります。

さらには、サンファームエリア再開発事業に伴い、国道12号線沿い案内看板の新設など、周辺整備を行うサンファームエリア施設整備事業を実施してまいります。

商工業については、中心部において増加傾向の空き地・空き店舗を積極的に活用するため、商工会と連携して利用者を募るためのインターネットによる活用を図るほか、仮想商店街の開設に取り組んでまいります。

また、地産地消の促進に向けて、生産者、商業者、消費者が連携した検討組織を設置するとともに、この議論を発展させる中で、中心市街地の再生についても取り組んでまいります。

さらには、大規模工事が進められているダム工事に関連し、地元経済界との結びつきを図り、商工業の発展につなげてまいります。

企業誘致については、長引く景気低迷により、自動車産業以外の企業における設備投資が鈍化している現状にあります。

このことから、従来にも増して、食品産業、バイオ関連産業、自動車関連産業などの誘致に向け、積極的な活動に努めてまいります。

また、工業団地については、昨今の景気低迷による企業の設備投資が進まない現状があり、第三セクターである三笠工業団地開発株式会社の経営が厳しい状況にあることから、経営資金の支援を行ってまいります。

勤労環境については、再就職のために資格を取得したい、退職後、地域貢献活動のために資格を取得したいなどを希望する市民に対する再チャレンジに向けた施策を検討してまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るため、重要な産業分野と考慮しております。

本市の観光資源である鉄道村については、引き続き民間活力の導入に努め、経営改善に取り組んでまいります。

桂沢湖周辺については、国・北海道の事業に合わせ整備を目指すこととし、桂沢湖周辺への民間活力の導入を検討してまいります。

また、桂沢観光ホテルについては、施設が老朽化していることから、管理上必要最小限

の整備を進めてまいります。

西桂沢地区においては、みかさ遊園の魅力向上のため、施設整備を進めてまいります。本年度はトイレの整備を行い、来園者のサービス向上を図るとともに、桂沢国設スキー場においては、利用者の増加を図るための環境整備を行い、観光の活性化に努めてまいります。

また、周遊性を高めるため、歴史・観光・文化施設のネットワーク化を推進し、加えて観光客を市内の各施設に誘導するための観光案内看板の整備を進めてまいります。

起業化については、特産品開発として地域素材を活用した三笠ならではの魅力ある製品づくりの研究に引き続き努めるとともに、起業化に向けての支援対策も研究してまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

本市には豊かな自然という貴重な財産があり、この豊かな恵みを将来に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指し、監視体制の強化を図るとともに、ごみのないまちづくりを推進するための意識啓発に取り組んでまいります。

また、三笠バイオマスタウン構想に基づき、資源循環型社会の形成のため、食品残渣の分別を昨年4月から開始いたしましたが、今後は利用可能なバイオマスの再資源化についても研究してまいります。

生活排水処理については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道に接続できない地域における浄化槽設置の促進に努めてまいります。

さらに、美しいきれいなまちを目指し、美しいみかさづくり事業を起こし、市民とともに具体的な姿について研究してまいります。

グリーン三笠についてであります。森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれます。

特に、森林は二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしております。

この豊かな恵みを守り育てるため、森林整備に向けて、市有林現況調査を実施するとともに、国・北海道など関係機関との連携により、森林の持つ公益性機能の向上や環境の保全と有効活用の促進に努めてまいります。

また、地球温暖化防止という観点からも、森の中のまちづくりを目指すという発想で、計画づくりを進めてまいります。

地球温暖化防止対策については、温室効果ガスの削減に向けた具体的な取り組みとして、レジ袋の使用を控えるため、エコバッグを全戸に配布するなど、市民意識の向上に努

めてまいります。

特に、本年度は環境問題を主要テーマとして開催される北海道洞爺湖サミットを記念して、市民団体・関係機関と協力して、環境保全や美化活動に取り組んでまいります。

また、幼少期の子供たちから環境問題に関心を持ってもらう機会として、子ども環境広場、環境学習及び記念植樹などを実施してまいります。

さらに、昨年度策定した三笠市地域新エネルギービジョンに基づく新エネルギーの導入に向け、本年度は炭鉱坑内水の現状調査と風況調査を実施し、地域での地球温暖化対策としての取り組みを進めてまいります。

都市計画については、三笠市振興開発構想の実現に向け、本年度は本市の都市づくりの根幹となる三笠市都市計画マスタープランの策定を行ってまいります。

市営住宅については、本年度から2カ年計画で、榊町団地の建替事業の中層住宅1棟36戸の建設に着手し、来年度以降の建替事業に向けた10棟40戸の除却を実施してまいります。

また、引き続き浴室整備と屋上防水工事などの改修や火災警報器の設置を計画的に進めるとともに、3階建て住宅の自動給油装置の整備を実施してまいります。

さらに、周辺環境の改善と土地の有効活用を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に除却してまいります。

一方、民間所有の空き住宅対策として、三笠市ホームページに開設した住宅情報バンクの充実に努めてまいります。

道路については、市街地の道路整備を引き続き行うとともに、サンファーム地区と達布地区を結ぶ観光道路として線形の検討を行ってまいります。

また、道路の補修及び道路側溝については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、弥生地区の道路整備に関連し、滝見川鉄橋の撤去を行ってまいります。

さらに、東清住町から弥生区間の整備促進、桂沢地区の早期整備着手及び主要道道三笠栗山線と国道12号との交点での渋滞緩和対策について、引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、本郷町児童公園の老朽化した遊具の更新と中央公園の施設の充実に図り、利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

上水道については、水質検査計画に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良・整備と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。給水収益の減少など厳しい財政状況に置かれていることから、本年度料金の改定作業に着手し、経営の健全化を図ってまいります。

下水道については、浄化センターなど汚水処理施設の維持管理を図る一方、浸水対策として、三笠地区の堤町及び有明町において、雨水管渠整備を道路整備とあわせて実施して

まいります。

また、本年度実施の使用料改定を踏まえ、今後とも効率的で健全な会計運営と経営の安定化に努めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行開始後1年経過した昨年、利用者の意見を聞きながら利便性の向上を目指し、ダイヤ改正や路線の一部変更などを実施してまいりましたが、現行の運行状況を精査した結果、著しく利用の少ない山の手線については、やむなく廃止することといたしました。

今後、運行状況や地域の実態を調査しながら、利便性を高めるよう研究してまいります。

情報通信については、平成23年に全面切りかえとなるデジタル放送に向けて、市民への情報の提供と公共施設の機器の整備計画を策定するとともに、地域枠の専用チャンネルの活用について研究してまいります。

また、NTT光通信網のエリア拡大について、今後とも要請していくとともに、国・北海道・市町村をつなぐ総合行政ネットワーク設備の更新を図ってまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

将来を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人が参加できる生涯学習社会の実現を目指すとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、一昨年12月の教育基本法改正に引き続き、昨年6月に関連する教育三法が改正され、教育行政は大きな変革の時期を迎えております。

このような中で、幼児教育については、その重要性を考え、本市唯一の民間幼稚園からの要望に基づき、幼稚園の萱野地区への移転に向け、協議を進めてまいります。

学校教育については、全国学力・学習状況調査を継続実施し、昨年度実施した結果を分析して、学力などの向上に反映させるとともに、IT教育環境の整備を図ってまいります。

子供たちの安全・安心については、不審者情報システムの活用と青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件、事故から子供を守る環境づくりに努めてまいります。

また、学校のいじめ問題については、引き続きスクールカウンセラーの巡回相談や学校職員及び保護者を対象とした研修会を実施し、その防止に努めてまいります。

さらに、障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して、必要な支援を行える支援員を配置し、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。

加えて、小中一貫教育については、昨年度から岡山小学校と萱野中学校において本格実施し、より特色のある教育を確実なものとするとともに、今後、全市に展開するため、学習指導要領の改訂を見越し、内容の精査を進めてまいります。

学校の適正配置については、適正配置審議会の答申をもとに、統廃合の具体的検討案を

作成し、市民に理解を求めてまいります。

また、旧幌内小学校校舎の再利用は、北海道教育大学と共同で地域福祉に寄与する方向で、大学のキャンパスとして使用できるよう早急に準備を進めてまいります。

一方、北海道三笠高等学校については、昨年9月に北海道から示された公立高校配置計画の中で、平成24年3月閉校という方針が打ち出され、厳しい状況にあります。市民と保護者をはじめ高校問題対策協議会を中心として、学校の存続に向け取り組んでまいります。

社会教育については、三笠市社会教育中期計画に基づき、市民一人一人が豊かな心と人間性をはぐくむ活気ある学習活動を行うため、市民と行政が協力して学習社会の充実発展に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、岡山地区に整備したパークゴルフ場を本年7月にオープンできるよう準備を進めるとともに、残る9ホールの増設工事に着手し、市民の健康増進の向上に努めてまいります。

また、指定管理者制度を導入した三笠運動公園内の有料体育施設は、民間事業者の能力を最大限に生かした施設管理により、市民の利便性の向上と施設の有効活用を図ってまいります。

北海道遺産の三笠北海盆おどりについては、本年度7回目を迎え、地域の伝統文化の振興とまちの活性化を図るため、市民・企業・団体による全市的な体制をつくり、お盆期間中の8月14日、15日に開催するとともに、北海盆唄全国大会を引き続き実施してまいります。

また、本年7月に開催予定の北海道洞爺湖サミット交流事業においては、三笠北海盆おどりに、本市の礎を築いたケプロン、ライマン、クロフォードの母国であるアメリカ合衆国首脳をお誘いできるよう、北海道と連携して、その実現に向けて努力してまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史と風土の中ではぐくまれ、継承されてきた市民の貴重な歴史や文化財を大切に保存し、後世に伝えてまいります。

博物館においては、引き続き各化石研究機関並びに市民の愛好者などと連携を図りながら、学術的研究の充実と発展に努めてまいります。

また、博物館ゆめ構想については、実現に向け研究してまいります。

さらに、新桂沢ダム関連調査から産出された化石をテーマに特別展を開催してまいります。

芸術・文化活動については、文化芸術に関する基本的方針に基づき、本年度は具体的な事業を実施し、本市の文化芸術振興の推進を図ってまいります。

また、ミカサ・モダンアートミュージアムにおいては、新たに郷土出身の芸術家である川俣正氏の企画展を開催するほか、地域に密着した文化・芸術の創作活動の場として、施設の有効活用を図ってまいります。

次に、「未来をみんなでつくるまち」であります。

地方分権時代は、自治体と市民との関係において、それぞれの責務と役割を認識し、市民みずからの選択と責任による個性豊かなまちづくりが求められております。

このため、市民みずからによる自立したまちづくりに向けて、市民とともに考え協力して、未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛については、市民や出身者などのボランティアグループによる歴史の保存・活用に向けた活動が行われてきております。

さらに、次代を担う市内の青年世代が中心となって実施するみかさ<sup>なつ</sup>炎夏まつり2008を引き続き支援してまいります。

こうした中、引き続き本市の応援団であるみかさ楽校の会員の協力を得ながら、本市の知名度を向上させ、また、市民が郷土に誇りを持ち、自慢できる活力あるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、引き続き小学生全員の給食費無料化を実施し、小学校児童世帯の教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報の共有化については、まちづくりを推進していく上で重要な要素であり、公開の原則のもとに積極的に取り組んでまいります。

まちづくりへの市民参加については、女性や若者が参画できるよう、各種審議会や委員会の委員は、公募による市民参加の推進に努めてまいります。

また、自分たちが住むまちは自分たちでつくる自主自立のまちづくりを基本に、住民自治基本条例の本年度制定に向け、市民とともに市政への参加の仕組みなどを検討してまいります。

加えて、地域と行政の連携した地域づくりを目指した協働ルームをより活発化させるため、まちづくり推進事業補助金制度の充実を図るとともに、新たに住民自治の一層の発展を図ることを目的に、みんなで考えるまちづくり事業を実施し、多様な主体の知恵と行動をまちづくりに生かすことで、まちに個性と魅力、そして元気が生まれるよう取り組んでまいります。

あわせて、市職員まちづくりボランティア活動事業の実施に当たっては、市民にも広く参加を呼びかけ、広報みかさにおいても市民のボランティア活動などを紹介するコーナーを開設いたします。

さらに、市政懇談会については、引き続き連合町内会単位で実施し、多くの市民の声を市政に反映することができるよう努めてまいります。

行政運営については、公平性を前提に、限られた資源の中で、常に市民に視点を置いたサービスを行うとともに、より効率的・効果的な行政運営を図るため、一層の行財政改革の推進に努め、引き続き行政評価制度を試行してまいります。

また、職員の150人体制に向け、イベント実施業務などの委託を進めてまいります。

あわせて、職員の能力や意欲、努力の状況などを的確に把握・評価する人事評価制度の



実施に向け、引き続き試行してまいります。

さらに、基幹電算システムについては、パソコンを主体としたシステムに更新し、業務の効率化を目指してまいります。

まちづくりは、市民と行政の信頼関係の保持が何よりも重要で、行政情報を公開し、ともに考え協力しながら取り組む協働の姿勢でまちづくりを進めることが大切であると考えております。

分権型社会の実現という時代の流れの中、構造改革政策に基づく三位一体の改革は、地方にさらなる財政負担を強いることになり、自治体間の格差はますます大きくなったのであります。

これからの時代は、まちづくりの長い道のりの中、時代の変化を見据え、果敢に改革を推し進めるとともに、市民の皆さんの参加を得て、その知恵と勇気を結集し、新しい次代への道を切り開いていくことが必要とされております。

私は、この厳しい時代を、新たな自治を実践する絶好の機会ととらえ、先人が築き引き継がれた三笠の持つすぐれた歴史や文化、産業、人材などを活用し、これからも健全財政を堅持し、身の丈に合った市政を目指して自主・自律のまちづくりに邁進し、「市民の誰もが住んでよかったと思えるまち」をつくるため、全力を尽くしてまいりたい決意であります。

以上、平成20年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 次に、平成20年度教育行政執行方針について教育長、登壇説明願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 平成20年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、60年ぶりに教育基本法が改正され、昨年、これに伴う教育関連三法が成立されております。

この中で、義務教育の目標が明確に示されたことから、現在、学習指導要領の見直しや教育免許更新制の導入など、教育行政は大きな変革の時期を迎えております。

いじめ問題や児童虐待等、子供が巻き込まれる事件も依然として多く発生し、食の安全問題など、教育に求められている課題も多くありました。

このような状況の中で、三笠市教育委員会としては、責任体制の明確化や組織の充実などの課題を把握し、将来をしっかりと見据え、学校、家庭、地域と連携を図り、子供たちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけることができる人間育成の教育と、市民が生涯にわたって生き生きと充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、努力してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育を取り巻く社会環境は、少子化等による幼児の減少とともに、共稼ぎ家庭の増加による保育のあり方を含め、その対応が求められております。

このため、国は、幼児期における教育の重要性から、学校教育法を改正し、小学校の前期に幼稚園を位置づけ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、良好な環境のもと、健やかな成長を図る努力を幼児教育に求めています。

本市の状況は、唯一の民間幼稚園が、建物の老朽化と園児の減少により、園の存続について市に要望書が提出されているため、幼児教育の重要性を考え、地域再生計画で用途変更が認められた多目的研修センターへの幼稚園移転に向けて、双方で協議を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、心身の発達に応じて必要な基礎を培い、自主的、創造的な人間を育成するために極めて重要であります。

このため、学習指導要領の改訂を見越して準備を進めるとともに、児童生徒に基礎、基本をしっかり身につけ、みずから学び、みずから考えるなど、「確かな学力」をはぐくむことや主体的に判断し、問題を解決する能力等、「生きる力」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕体験活動、他人を思いやる心など、きめ細やかな教育活動を推し進めてまいります。

そこで、本年度においても、全国学力・学習状況調査を継続実施してまいります。

なお、昨年4月24日に実施された小学校6年生及び中学校3年生の児童生徒を対象とした調査の結果が10月に公表されたことに伴い、市内の小中学校においては各校ごとに、教育委員会においては全市的な観点から、それぞれの課題を把握するとともに多角的な詳細分析を行い、その結果をもとに教育研究所を中心に「小中学校指導改善プラン」を策定するなど、子供の学力向上などに努めてまいります。

本市は、地域に根差した教育として、9年間を見通した小中一貫教育を平成17年4月より2年間試行し、昨年度より本格実施しておりますが、今後、学習指導要領の改訂を見越し、全市に展開するため、教育内容の研究を進めてまいります。

その内容は、岡山・萱野の両小中学校が保護者、地域と連携を図りながら、小学校1年生から英語を学ぶ「国際科」、自然、環境、地域の歴史などを学ぶ「地域科」、基礎基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく選択学習を柱としております。

岡山小学校以外の小学校においても、今後、小中一貫教育の導入を目指し、総合的な学習の時間等を活用し、英語でのコミュニケーション教育を継続実施してまいります。

また、本庁の電算システム更新事業に伴う既設パソコンを市内小中学校の児童生徒用として再利用することにより、現在の授業で支障が出ているIT環境の改善を図ってまいります。

本年7月開催の「北海道洞爺湖サミット」で議題となる地球環境問題について、環境教育の一環として、「平成19年度版こども環境白書」の配布やドキュメンタリー映画

「アース」の鑑賞を通じて、児童生徒の環境意識を高めるため、市内小中学校の授業の中で取り入れてまいります。

さらに、小中学校においては、地球温暖化防止に向けて、記念植樹を実施してまいります。

また、全国的に問題となっているいじめ問題に対応するため、引き続きスクールカウンセラーによる学校巡回相談を実施するほか、教師、保護者を対象にいじめ防止のための研修会の実施等、学校、地域、そして関係機関と協力して、より有効な対策を講じてまいります。

さらに、「まちづくりの基本は人づくりである」との理念から、保護者の教育費負担の軽減を図り、食育による健康管理等、教育環境の充実を図るため、少子化対策として小学生全員の給食費の無料化を継続し、心豊かで健やかなたくましい心身を持った人づくりを目指してまいります。

三笠小学校の校長・教頭住宅については、老朽化が著しいことから、来年度の建設に向け、本年度、設計費を計上するものであります。

学校の適正配置については、人口減と少子化により、地域の過疎化、学校の小規模化が進行しております。

このため、自立したまちづくりを進めるために、平成18年11月に適正配置審議会へ諮問いたしました小中学校の適正配置については、答申をもとに教育委員会として統廃合を含めた適正配置計画を決定し、説明会等を開催して、市民理解を得られるよう努力してまいります。

また、旧幌内小学校の跡地及び校舎の利用については、昨年、北海道教育大学に対し、施設を無償で貸与することが寄附行為に当たるという総務省の見解があり時間を要しましたが、法律の弾力的な運用が図られたことから、本年度、北海道教育大学のスポーツ、芸術分野でのキャンパスとして活用するほか、地域の子供や高齢者を対象とした交流事業や市民の健康増進についても、大学と共同して研究を進めてまいります。

高校問題については、市内で唯一の高等教育の場である三笠高等学校が、北海道から昨年6月に「公立高等学校配置計画案」が示され、多くの市民や保護者、三笠高校同窓会等による閉校反対署名運動、はがき作戦を行い、さらに市長を先頭に北海道知事、北海道教育長等に閉校反対の陳情活動を行いました。残念ながら三笠高等学校においては統廃合の対象となり、平成20年度から二間口が一間口へ、22年度募集停止、24年3月末閉校が打ち出されました。

また、本年2月14日に報道された公立高校入試の出願状況によると、三笠高等学校の入学希望者は、定員40名に対し17名で半数を割っており、非常に厳しい状況下にあります。

今後、市民や保護者をはじめ各団体と連携しながら、高校問題対策協議会を中心として、学校の存続に向けて取り組んでまいります。

また、平成14年度より進めている「期待される人材を社会に送り出すための資格取得の助成」については、引き続き支援してまいります。

平成19年4月から、特殊教育が特別支援教育へ転換されたことに伴い、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

心身に障害のある児童生徒が適正な就学を図るため、就学指導委員会の審議を経て、小学校5学級、中学校4学級に特別支援学級を設置するとともに、支援員の配置など、多様化する障害の状況に応じた教育を行い、保護者とともに児童生徒の可能性を最大限に伸ばす努力をしてまいります。

地域や学校における児童生徒のいじめや非行、少年犯罪、不登校等、子供の事件、事故が大きな社会問題となっております。

本市においては、青少年育成センターを中心として、学校、保護者、地域が一体となり、「子ども110番の家」、お年寄りによる「シルバーネット110」、民間企業の防犯パトロールの協力を得るとともに、三笠警察署の指導協力による防犯教室の開催等、人間的な触れ合いによる日常生活を通じ、信頼関係をより一層深め、児童生徒に愛情を持った安全指導を行ってまいります。

また、平成18年度から導入した教育委員会と学校、さらに保護者の携帯電話へ不審者情報を一斉にメール送信し、情報を共有して子供の安全を守ってまいりましたが、なお一層の普及拡大に努めてまいります。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育の実現を図るため、各種研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問、学校評議員制度、人事評価制度の導入などを積極的に活用し、教職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、教職員については、市内小中学校に勤務することは、その市町村の職員であるとの認識を持ち、市内の地域活動がその地域の文化や歴史等を学ぶ絶好の機会であることから、積極的に参加を促し、教職員の意識改革に向け、努力してまいります。

教育研究所については、学習指導要領の改訂を見越して、本市における地域に根差した特色ある教育を進めるため、内容、方法、制度等を研究するとともに、北海道では初めての小中一貫教育を全教科へ拡大するための具体的な研究を継続してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯にわたり市民のだれもが、いつでも、どこでも、みずからの意思と選択により、自由に学習機会を学ぶことができる、生涯学習社会の実現を図ることが求められております。

このため、教育委員会は昨年策定した「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民の学習要望を把握し、第2年次として効果的な施策の展開を図ってまいります。

家庭教育については、少子化の進行や人々の価値観の多様化などにより、地域における人間関係の希薄化や親の子に対する「しつけ」への関心や理解不足など、家庭と地域の教

育力の低下が課題とされています。

このため、各家庭がみずから学習の機会をとらえ、「思いやり」や「ふれあい」を深める家庭教育を展開する中で、「早寝」「早起」「朝ごはん」などの基本的な生活習慣や豊かな心をはぐくむために、これまでの「しつけ」に関する学習を中心とした2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」の継続や小学校区単位で自主的に開設する「家庭教育学級」を支援してまいります。

青少年教育については、今日の青少年を取り巻く社会環境が物質的に恵まれている半面、人間関係の希薄さや社会性の欠如等が指摘されています。

このため、青年団体等と連携し、成人祭を引き続き実施してまいります。

また、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の自主的活動による、地域の自然や特性を生かした体験学習やリーダー養成のための研修会を、引き続きNPO法人等と連携して行ってまいります。

成人教育については、変革の時代に対応できる知識と教養を高めるために、各種の公民館講座を開設してまいります。

高齢者教育については、人生80年時代を迎え、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に生きる力が求められています。

このため、社会の変化に対応した知識や技能を身につけ、楽しく充実した生活を送ることができるよう、引き続き第32回目となる「ことぶき大学」を開催するほか、高齢者と子供たちとの世代間交流事業等、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

文化、芸術の振興については、生活水準の向上や余暇時間の拡大に伴い、生活に潤いをもたらすための文化、芸術活動への参加やみずからつくる喜びなどの機会が求められています。

このため、本年度も文化協会等と連携し、文化芸術に関する事業を開催してまいります。

昨年、「三笠市民文化芸術審議会」から文化芸術に関する基本的な方針に基づく具体的な施策及び事業について報告を受け、これらに基づき、質の高い文化芸術鑑賞の機会に触れる事業として、児童生徒、父兄や市民を対象に小劇場や吹奏楽の公演などを実施し、本市の特色ある市民文化芸術の振興を図ってまいります。

また、市民の文化芸術交流の場と位置づけている「ミカサ・モダンアートミュージアム」については、新たに郷土出身の芸術家で海外においても活躍している「川俣正」氏の企画展を開催するほか、展示物の見直しを行い、地域に密着した文化・芸術の創作の場として、施設の有効活用を図ってまいります。

北海道遺産として指定されている「三笠北海盆おどり」は、本年7回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と郷土芸能文化の継承・発展のため、市民・企業・団体等と連携を図り、全市的な実行委員会組織により、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として歴史的

文化遺産として継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

加えて、本年7月の「北海道洞爺湖サミット」開催に合わせ、参加各国首脳との交流事業が予定されており、本市は、石炭のまちとして開拓、発展を遂げた経緯から、アメリカとのかかわりが深く、ケブロン農務局長の指揮のもと、石炭層を調査した地質学者ライマンと幌内手宮間の鉄道を敷いた技術者クロフォードがいずれもアメリカ人であったことから、ブッシュ大統領を本市に招致して、「三笠北海盆おどり」を三笠ドームで開催し、踊りの輪の中にお誘いできるよう、北海道と連携し実現に向けて努力してまいります。

歴史、文化資源については、長い歴史や風土の中で継承され、はぐくまれてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存するとともに、後世に伝えるため、郷土芸能団体の活動を支援してまいります。

公民館活動については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくため、市民の学習意欲に応じたIT講座など一層の充実と自主的な文化活動の場として提供してまいります。

また、学習成果の発表の場として公民館ロビーを提供してまいります。

図書館については、市民の読書活動の役割を担う施設として、その充実を図ってまいります。

特に、子供は「本」との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

昨年策定した「三笠市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供が読書に親しむ機会を高めるため、学校と連携し、小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行うなど、引き続き子供たちへよりよい「読書環境」を提供してまいります。

また、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本等の読み聞かせ、ボランティアによる絵本とお話の会「かるがも会」等の各種事業を実施してまいります。

博物館については、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集、研究し、魅力ある博物館の運営に努めてまいります。

また、児童生徒に対しては、総合的な学習の時間及び小中一貫教育の地域科の授業等に協力し、普及活動を実施してまいります。

さらには、長期展望に立ち、何度でも行きたいと思われる、より充実した、利用者に喜ばれる博物館を「博物館ゆめ構想」に基づき実現に向けて、制度導入を含め研究してまいります。

化石の保存については、市内の愛好者や各大学の化石研究機関と連携し、周辺の地質や化石の採取など、調査、研究に努めてまいります。

また、化石に興味を持ってもらうため、幾春別川総合開発事業関連で発見された化石を通して、1億年前の白亜紀の時代とダム建設事業に伴う化石保存活動などをテーマに、「桂沢湖に眠る太古の記憶」の特別展を7月から10月にかけて開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、生活水準の向上や高齢化に伴い、生きがいと

して健康増進、体力の向上等を目指し、日常的にスポーツ・レクリエーションを親しむ市民がふえてまいりました。

このため、昨年、岡山地域に整備したパークゴルフ場を本年7月にオープンできるよう準備を進め、オープン後は利用者にとって快適にプレーができるよう管理をしております。

また、スポーツ後に隣接の温浴施設を利用することにより、いやしと安らぎを得ることで、心身が爽快になり、あすへの元気の源が生まれ、なお一層健康増進に寄与できるものと考えております。

さらに、残る9ホールの増設についても、引き続き工事に着手し、36ホールの公認コースを目指してまいります。

スポーツの振興については、三笠ドームで冬季間実施しております「少年野球大会」を継続するとともに、活動中のスキーの三笠レーシングチーム、サッカーの三笠FCなどを支援するとともに、体育協会やスポーツ少年団と連携し、スポーツを通じて子供の健全育成を図ってまいります。

また、昨年から指定管理者制度を導入の三笠運動公園内の有料体育施設については、民間事業者の能力を最大限に生かした施設管理により、市民の利便性の向上と各種スポーツの合宿誘致など、施設の有効活用を図ってまいります。

さらに、施設管理面においては、老朽化している市営球場のフェンスを一部修繕し、利用者の安全確保に努めてまいります。

以上、平成20年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、全国的な教育課題として、教育基本法と教育関連三法の改正、教育再生会議での議論、また、北海道の財政問題、さらに本市においては少子高齢化等、課題も多岐にわたっており、自立のための行財政改革の中で、教育行政を進めることは、極めて厳しいものがあります。

私は、教育委員会の果たす役割と責任の重大さを深く認識し、本市の教育の発展に向け、的確な施策の執行に最善を尽くす所存でありますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 引き続き、議案第17号から議案第25号までについて、市長からの提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第17号平成20年度三笠市一般会計予算から議案第25号平成20年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

平成20年度三笠市各会計予算について、まず最初に、国の平成20年度地方財政対策ですが、地方税収入や国税収入の伸びが鈍化しており、依然として財源不足が生じていることから、地方交付税及び一般財源の総額を確保するほか、喫緊の課題である地方の再生

に向け、自主的・主体的な地域活性化施策として、地方再生対策費が今年度新たに創設されております。

こうした中、平成20年度における三笠市の予算は、従来からの行財政効果を踏まえ、未来に自信を持って引き継げるまちを目指し、引き続き自立対策及び第3次行財政改革計画を推進するとともに、空知産炭地域総合発展基金の有効活用により、将来の財政課題解消に向けた取り組みと振興開発構想の実現を反映した予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明いたします。

最初に、議案第17号平成20年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、行政経費の見直しを念頭に、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、臨時的に必要な経費や新たに発生する経費もより精査した上で計上し、限られた人員と財源の中で、財政体力に見合った知恵と工夫を生かした予算編成とするものであります。

主な政策的予算の内容について説明いたしますと、総務費では、行財政改革の一環として取り組む新規電算システム経費及び道道岩見沢三笠線の工事推進に支障となる旧JR鉄道橋の解体を行うとともに、健康増進施設建設に対する新産業創造等推進事業への補助金や市民との協働によるまちづくりを推進するため、みんなで考えるまちづくり事業を実施するほか、新エネルギー導入への可能性を分析検討するために、現況調査を行うものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業等について、引き続き実施するものであります。

衛生費では、健やかな妊娠出産のため、健康診査を5回実施する経費と、下水道処理区域外の浄化槽設置整備費補助金を措置するほか、子供と大人に対しての地球温暖化防止推進事業について措置するものであります。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業や新規就農者等誘致特別対策事業の継続事業のほか、サンファームエリア再開発事業として、国道12号線沿いに案内看板の設置と不良施設の改善を図るものであります。

商工費では、市内の観光看板のリニューアルや、みかさ遊園のトイレについて水洗化に建てかえ整備するほか、市民が主催するみかさ炎夏まつり<sup>なつ</sup>への実施への補助及び三笠工業団地開発株式会社の経営対策について貸付金を措置するものであります。

土木費では、引き続き市道及び都市計画の整備を行うとともに、従来より市民要望のあった中央公園の施設整備を図るほか、市営住宅では、再生マスタープランに基づく公営住宅の建てかえと存続住宅の維持整備や浴室整備などにより居住環境の向上を図るものであります。

消防費では、災害時における市民への啓発事業として、避難情報などを記載した洪水八



ザードマップを作成するほか、消防ポンプ自動車と指揮広報車について、機動力確保のため更新を行うものであります。

教育費では、小中一貫教育事業と小学校給食費無料化事業や三笠高校生資格検定試験助成を引き続き実施するとともに、市の電算システムを新しくなることによって発生するパソコンを児童生徒用パソコンとして再利用を図り、情報教育の推進を効率的に進めるものであります。

また、三笠市民文化芸術振興事業の一環として、音楽鑑賞会や芸術作品展示事業について措置するほか、本年7月に実施される北海道洞爺湖サミットにかかわる国際交流事業を措置するものであります。

さらに、今年度オープンするパークゴルフ場について、必要備品の整備と公認パークゴルフ場に向けて9ホールの増設を進めるものであります。

公債費では、将来負担の軽減を図る目的から、平成21年度までの臨時特例措置として実施される補償金免除の繰上償還制度を活用するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、市税については徴収強化を行い、特に悪質な滞納者については法的措置に努め、収入の確保を進めてまいります。

諸交付金については、地方財政計画に基づき計上し、特に普通交付税及び臨時財政対策債については、交付額が示されている地方再生対策費以外は、国の見直し内容に基づき過大とならないよう計上するほか、特別交付税についても厳しい交付実態を考慮し、減額して措置するものであります。

使用料及び手数料については、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、市債の借りかえによる借入金を含む現段階で見込めるものについてすべて計上するものであります。

継続費については、榊町団地1棟39戸を2カ年の継続事業として建設するものであります。

次に、債務負担行為については、庁用車などの更新経費や岡山パークゴルフ場の施設備品費等を措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は90億5,286万8,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較しまして2億3,608万3,000円の減、率にして2.5%の減となるものであります。

次に、議案第18号平成20年度三笠市老人保健特別会計予算についてであります。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度への移行期に当たり、経過的に会計処理を要することから、老人医療費の適正化を図り、健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療諸費は、平成20年3月診療の医療費分

とその後に見込まれるものを計上するとともに、それらに伴う運営事務費、短期資金利子を措置するものであります。

一方、歳入予算は、医療諸費にかかわる歳出見合い分について、支払基金交付金、国・道・市それぞれの負担割合に基づいた経費を措置するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は4億125万8,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較して23億6,093万8,000円の減、率にして85.5%の減となるものであります。

なお、本会計については、平成22年度まで老人保健法の規定により、医療等に関する収入及び支出を処理することとされております。

次に、議案第19号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度へ対応するため、新たに本会計を設け、所要の経費を措置するとともに、健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、道内のすべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合への後期高齢者からの保険料や事務費負担費を措置するものであります。

一方、歳入予算は、市が徴収する後期高齢者の保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び事務費負担分を考慮した費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、2億880万7,000円となるものであります。

次に、議案第20号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度等の新たな制度の実施に向けた経費などを措置し、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、診療報酬の改定及び療養諸費の伸びを考慮し、本年度から70歳以上75歳未満の被保険者の一部負担が1割から2割に見直され、国保会計の負担減を見込むとともに、75歳以上の被保険者等が後期高齢者医療制度へ移行することから、葬祭費を相応分減額し、措置するものであります。

また、老人保健制度の改正等に伴い、老人保健拠出金を2億1,701万2,000円減額措置し、新たに後期高齢者支援金等を1億5,827万3,000円、前期高齢者納付金等を17万円増額措置するほか、前年度に引き続き、医療費適正化特別対策事業及び収率向上特別対策事業にかかわる経費を措置するものであります。

介護納付金については、第2号被保険者の減少により1,150万円を減額措置し、共同事業拠出金については、高額医療費の増加に伴い1,820万円を増額措置するものであります。

保健事業費については、本年度から始まる特定健康診査及び特定保健指導の医療保険者への義務化に伴う所要経費を措置するとともに、前年度に引き続き骨粗しょう症検診、人間ドック費用及び各種がん検診にかかわる費用の助成事業並びに健康家庭表彰などの経費を措置し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、一般会計で負担している一般被保険者にかかわるインフルエンザ予防接種及び基本健診費用について、都道府県財政調整交付金の対象となる被保険者分を一般会計繰出金として措置するものであります。

一方、歳入予算であります。国民健康保険料については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険料の賦課額に新たに後期高齢者支援金等賦課額を設け、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とし、退職者医療制度の廃止及び後期高齢者医療制度への被保険者の減少分を見込むものであります。

また、退職者医療制度の廃止に伴い、療養給付費交付金を4億4,680万円、前期高齢者医療制度への移行により療養給付費等負担金を3億770万円それぞれ減額し、新たに創設する前期高齢者交付金を9億186万1,000円措置するものであります。

保険料率等及び賦課限度額については、現行の料率等の枠内基準とし、本年度から新たに始まる医療制度の動向や基金の推移を見据えながら慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連に見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する1,000万円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は19億7,058万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして7,216万2,000円の減、率にして3.5%の減となるものであります。

次に、議案第21号平成20年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。平成18年度を初年度として策定した第3期介護保険事業計画の最終年度として、平成19年度の保険給付費の見込み額を基本に、地域密着型介護サービス給付費の増加分を考慮し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、平成19年度見込み額をもとに、平成20年3月に開設する小規模多機能型居宅介護と平成20年度中に開設予定の認知症対応型共同生活介護を見込み措置するものであります。

また、地域支援事業費としては、ふれあいハウスイサードサービス事業をはじめ、本年開設予定の温浴施設に実施される水中運動教室に要する経費を主とした介護予防経費と、包括的支援事業・任意事業費を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については、税制改正の影響に伴い、平成18・19年度と実施してきました激変緩和措置を平成20年も引き続き実施することとし、保険料を計上するものであります。

また、保険給付費に対する支払基金交付金、国・道・市の負担額については、それぞれ

負担割合に応じて措置し、不足する財源2,032万7,000円については、介護給付費準備基金からの繰り入れをもって計上するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は13億8,060万3,000円となり、前年度当初予算と比較しまして8,140万6,000円の増、率にして6.3%の増となるものであります。

次に、議案第22号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計予算についてであります。恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備と水洗化の普及促進を目指すことを基本に予算編成を行ったものであります。

歳出予算の主なものから説明しますと、職員給与費等では、一般会計に準じて措置するものであり、物件費・維持補修費については、浄化センター、管渠、ポンプ場等の維持管理費について措置し、補助費等については、水洗化普及促進のための水洗便所改造補助金等について措置するものであります。

積立金については、下水道受益者負担金等を下水道促進化基金に積み立てるものであります。

公債費については、一般会計と同様に、借換償還額について増額措置するものであります。

主な政策的予算の内容について説明しますと、有明町及び堤町について、雨水管渠整備費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。分担金及び負担金については、下水道受益者負担金の納入見込み額を計上し、使用料及び手数料についても、今後の水洗化の状況や6月からの使用料の改定を見込み計上するものであります。

国庫支出金及び市債等については、歳出関連に見込まれるものを計上し、財産収入及び諸収入については、現段階で見込まれるものについてすべて計上するものであります。

また、繰入金については、繰り出し基準に基づき一般会計繰入金を計上し、基金繰入金については、下水道受益者負担金前納報奨金相当額と水洗便所等改造補助金、消費税納付金及び財源調整額を下水道促進化基金から取り崩すものであります。

地方債、一時借入金の限度額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、公共下水道事業特別会計予算の総額は11億4,760万2,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較しまして1億1,568万3,000円の増、率にして11.2%の増となるものであります。

次に、議案第23号平成20年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸付者については、平成16年度で廃止し、在学する学校の修学年限を終えるまでの間、引き続き貸し付けを行っておりましたが、平成19年度で貸し付けが終了いたしました。

このことから、歳出については、歳入で見込まれる貸付金の返還分などすべての収入

を、基金積立金として358万4,000円計上するものであります。

一方、歳入については、貸付金の返還分352万6,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は358万4,000円となり、前年度当初予算額と比較して16万4,000円の減、率にして4.4%の減となるものであります。

次に、議案第24号平成20年度三笠市水道事業会計予算についてであります。水道事業については、安全な水を安定的に供給するため、施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減等の企業努力をするほか、市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、事業の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の減額により、総額3億3,725万5,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与費等では、一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足するために必要な経費として、総額3億3,655万2,000円を措置し、収支では70万3,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支については、まず支出であります。老朽配水管の改良、補償工事、メーター器の取りかえが主な事業であり、また、企業債償還金については、通常分のほか、借りかえによる償還金を計上し、3億9,144万3,000円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、有収率の向上を図ってまいります。

一方、収入では支出に関連する企業債、工事負担金、企業債の借換債分を計上し、2億2,800万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,344万3,000円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計歳出予算の総額は7億2,799万5,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較しまして1億2,807万9,000円の増、率にして21.3%の増となるものであります。

最後に、議案第25号平成20年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、市民の健康を守る当市の基幹病院として、医師の確保に全力を尽くすとともに、収入確保の取り組みと費用の節減などにより、収益的収支の均衡を目標に運営するとともに、市立病院改革プランを策定し、経営の改革に取り組んでまいります。

収入確保に向けた取り組みとしては、一般病床については、平成19年度に引き続き、平均在院日数の短縮により、基準看護13対1を採用し、入院基本料の引き上げを確保す

るほか、精神神経科では、新たに収入確保のため作業療法士を配置し、収入増を図ってまいります。

また、退職者の不補充や臨時職員での対応を行うことなど、費用の節減に最大限取り組んでまいります。

まず、収益的収支であります。収入については、本年10月を目途として内科医師1名を招聘し、平成19年度当初における医師数を確保することを目指し、これに基づき入院、外来収益の増加を見込み、総額26億2,156万9,000円とするものであります。

また、支出については、材料費や経費など、効率的な執行を行うこととし、総額26億1,993万4,000円を計上するものであります。

次に、資本的収支であります。収入については、企業債、一般会計負担金など総額1億1,923万8,000円を計上するものであります。

一方、支出については、老朽化したボイラーの更新工事のほか、企業債償還金、年賦購入償還金にかかわる所要額として、総額1億6,170万円を措置するものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は4億4,144万3,000円の資金不足を見込むものであります。

以上により、支出予算の総額は27億8,163万4,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較して1億3,307万3,000円の減、率にして4.6%の減となるものであります。

以上、議案第17号から議案第25号まで一括して提案説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第17号から議案第25号までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第17号から議案第25号までの質疑は3月11日からの通告質問により行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

昼食休憩に入ります。1時10分ごろから再開したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時08分

議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第 8 議案第 1 号から議案第 1 2 号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の 8 議案第 1 号から議案第 1 2 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 1 号三笠市後期高齢者医療条例の制定から議案第 1 2 号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 1 号三笠市後期高齢者医療条例の制定についてであります。75 歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が本年度から施行されることに伴い、保険料の徴収等、本市が行う事務に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定の内容は、保険料に関する各種申請書の受け付け、普通徴収の方法による保険料の納期及び国の激変緩和措置に伴う保険料徴収の特例等について規定を設けるものであります。

また、本制度が創設されたことに伴い、後期高齢者医療特別会計を新たに設ける必要があることから、本条例の附則において、三笠市特別会計条例の一部改正するものであります。

施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 2 号三笠市職員勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、休息時間を廃止するものであります。

施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 3 号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理及び国家公務員に準拠した職務復帰後の昇給について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、職員が育児休業した期間について、勤務したものとみなす期間の換算率を「2 分の 1」から「100 分の 100 以下」に改めるとともに、部分休業について、対象となる子の年齢を「3 歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げるものであります。

施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日でありますが、改正後の換算率の規定は平成 19 年 8 月 1 日から適用するものであります。

次に、議案第4号三笠市職員団体のための行為制限特例条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、職員が給与を受けながら職員団体のための業務や活動ができる範囲を適法な交渉に限定するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、「その他任命権者が認める場合」を削除し、例外的な取り扱いをなくすものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市下水道事業促進化基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、下水道事業促進化基金の積立財源の規定について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、基金の積立財源の規定から、産炭地域振興臨時措置法の失効後の激変緩和措置期間満了に伴い、下水道事業に対する補助率差額にかかわる補助金を除き、新たに決算剰余金を追加するものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営バスの安定した運行を確保するため、運行路線を見直すことにより、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、山の手線を廃止するため、同路線に関する規定を削除するものであります。

施行期日は、平成20年6月1日であります。

次に、議案第7号三笠市保育所設定条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金における保育所徴収基準額表等の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、平成19年度の国の保育単価基準に準じて、3歳以上児の第6階層、第7階層及び自由契約の保育費用を改めるとともに、定率減税の廃止及び所得税の税源移譲による階層区分所得税額を改めるものであります。

また、階層区分所得税を算定する場合における規定の追加及び保育費用の多子軽減の拡大を図るため、幼稚園と認定こども園を利用している児童も軽減対象に含める規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、老人保健法等の改正により、根拠法令及び引用条項について、一括して必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市重度心身障害者医療費条例、三笠市ひとり親家庭等医療費条例及び三笠市乳幼児医療費条例について、文言の整理等を行うものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであり



ますが、今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、関係する法令等に所要の改正が行われたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険料の賦課に際し、新たに後期高齢者支援金等賦課額を含めることなど、保険料の算定方法に関する規定を整備するとともに、後期高齢者医療制度へ被保険者が移行することに伴い、保険料について必要な激変緩和措置を講じるため、軽減、減免の規定を設けるものであります。

また、65歳以上の公的年金受給者の世帯からは、原則として年金から引き去りをする特別徴収を開始することとし、これに伴う規定の整備等を行うものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、引用条項の整理と、平成16年及び17年の税制改正により、収入が変わらなくても介護保険料が大幅に上昇する者に対し講じた激変緩和措置を、市民負担を考慮し、平成20年度においても継続するため、必要な規定を追加するものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

次に、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、健康保険法及び老人保健法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、健康保険法の改正による引用条項の整理及び厚生労働省告示にかかわる文言の整理を行うとともに、老人保健法の一部改正により、同法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴う文言の整理等を行うものであります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

最後に、議案第12号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、岡山地区に整備したパークゴルフ場の供用開始に伴い、有料体育施設として位置づけるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、公園及び施設の名称、利用料金並びに開業時間ほか管理を行うために必要な規定を追加するものであります。

施行期日は、規則で定める日からとするものであります。

以上、議案第1号から議案第12号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号から議案第12号までについての質疑を保留し、通告質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第9 議案第13号 三笠市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

議長（高橋 守氏） 日程の9 議案第13号三笠市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第13号三笠市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について提案説明申し上げます。

今回の指定は、現在、幾春別郵便局に委託している三笠市の特定の事務を、引き続き同郵便局に取り扱わせるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第13号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定します。

日程第10 議案第14号から議案第16号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第14号から議案第16号までについて一括議題とします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第14号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第6回）から議案第16号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第14号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億5,353万1,000円から2億2,032万5,000円を減額し、予算の総額を9億3,320万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、指定寄附による目的基金への積み立てを措置するほか、健康増進施設建設に対する新産業創造等推進事業の間接補助金を工期の延期の伴い減額するものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業について、利用者の増加分を措置するほか、後期高齢者医療制度の4月運用に当たり、新たに発生した保険料負担の激変緩和措置に対応する保険料徴収システム改修費と市民会館大ホールの暖房用熱交換器の破損に伴う整備費を措置するものであります。

衛生費では、市立病院の維持確保を図るため、市立病院経営健全化計画と、今年度の収支計画見込み額との差額について経営対策補助金を措置するものであります。

農林水産業費では、省エネルギー型の農業機械を導入する強い農業づくり事業について間接補助金を計上するものであります。

一方、歳入については、病院会計への補助金財源として備荒資金超過納付金を1億2,000万円を取り崩すほか、歳出関連の特定財源を減額整理するものであります。

なお、不足する一般財源については、普通交付税の増額決定分の一部を計上するものであります。

次に、議案第15号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額2億7,225万4,000円に2,248万9,000円を追加し、予算の総額を2億9,474万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。本年4月から創設される後期高齢者医療制度の運用に当たり、納入通知書の作成、保険料徴収及び収納情報等の管理を行う国民健康保険電算事務処理システムについて、激変緩和措置に対応するシステムの改修が必要となることから、整備費用を増額措置するものであります。

また、医療制度改革に伴い、調整交付金の申請にかかわる電算システムについて改修が必要のため、整備費用を増額措置するものであります。

保険給付につきましては、退職被保険者にかかわる療養給付費の実質額増加に伴い、退職療養諸費を1,900万円増額措置するものであります。

一方、歳入であります。歳出における一般管理費及び退職療養給付費の増額に伴い、追加交付となる国庫支出金3,489,000円及び療養給付費等交付金1,900万円を増額計上するものであります。

最後に、議案第16号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）についてであります。まず、収益的収入支出であります。収益的収入については、平成15年度に健康保険法が改正され、医療費の個人負担が引き上げられたことや診療報酬の改正による影響など、医療を取り巻く状況は厳しさを増していますが、特に医師を確保することが極めて厳しい現状にあり、当院においても、昨年7月に内科医師1名が急遽退職し、現在も予定していた医師数を確保できていないため、患者数が当初の予定数を大きく

下回っています。

このようなことから、入院においては2億5,195万6,000円、外来については9,805万9,000円と、大幅な減収を見込んだものであります。

こうした経営状況を改善する上で、特別な経営支援策として、一般会計から繰入金を1億2,000万円増額し、収益減の一部を補てんすることなどにより、収入総額を25億3,110万5,000円とするものであります。

一方、収益的支出については、患者数が下回ることにより病棟の効率化を図るほか、退職者の不補充などによる給与費の削減、材料費及び経費など全般的な予算の整理を行い、1億2,335万2,000円を減額補正し、支出総額を26億7,061万円とするものであります。

この結果、収益的収入支出差し引きの損益額は、1億3,950万6,000円の欠損となる見込みであります。

次に、資本的収入支出であります。資本的支出のうち建設改良費については、入札結果に基づき減額し、あわせて企業債の対象額が減額となることにより、資本的収入についても予算の整理を行うとともに、借入金利の高い起債を低利のもとへ借りかえ、後年度に向け、利息減の効果により、義務的費用の軽減を目指すものであります。

以上、議案第14号から議案第16号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第14号から議案第16号までについての質疑を保留し、通告質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

#### 日程第11 議案第26号 土地の取得について

議長（高橋 守氏） 日程の11 議案第26号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第26号土地の取得について提案説明申し上げます。

今回の土地取得は、サンファームエリア再開発に伴い、昨年12月定例会において債務負担行為の議決をいただきましたパークゴルフ場増設用地について、取得を進めるものであります。

土地の所在は、三笠市岡山1033番地2の一部ほか一筆で、取得面積は9,199平方メートル、取得金額は2,806万9,000円であります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の取得となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第26号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

#### 休 会 の 議 決

議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月6日から3月10日まで5日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

3月6日から3月10日まで5日間休会とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

#### 散 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員